

**事業者の方を支援！**  
**新型コロナウイルス感染症対策**  
～和木町商工業者利子補給制度を拡充しました～

■和木町商工業者利子補給制度とは

商工業者の安定を図り、商工の振興育成に資するため、町内の商工業者に対し、借入金に係る利子を交付する制度です。

■拡充の概要

1 拡充した点

対象者に法人（町内に本社の法人登記がある法人）を追加しました。

2 **新型コロナウイルス感染症対策で令和2年度のみ拡充した点**

①利子補給の割合を割増しました。

②対象者の要件を緩和しました。

- ・町内に平成31年1月以降に居住し、事業を営んでいる個人事業主
- ・本社の法人登記が平成31年1月以降町内にあり、事業を営んでいる法人

■拡充後の制度の概要

(交付対象者)

①町内に1年以上居住し、同一事業を継続して1年以上営んでいる個人事業主

**※ただし、令和2年度に限っては「町内に平成31年1月以降に居住し、事業を営んでいる個人事業主」**

②本社の法人登記が1年以上町内にあり、同一事業を継続して1年以上営んでいる法人

**※ただし、令和2年度に限っては「本社の法人登記が平成31年1月以降町内にあり、事業を営んでいる法人」**

③町税を完納していること。

(交付対象資金)

公庫の普通貸付、マル経融資、和木町商工運転資金融資、和木町商工振興特別融資

(利子補給の額)

毎年1月1日から12月31日までの間に支払った借入金に係る利子のうち50%に

相当する額。

※ただし、令和2年度に限っては100%に相当する額。

※いずれも1,000円未満の金額は切捨て。

(利子補給期間)

3年間

(対象限度額)

300万円以下

(利子補給の申請)

申請については令和3年に入ってから広報わき等にて改めてお知らせします。

(問い合わせ)

企画総務課 52-2136 又は 和木町商工会 53-2066